

売 買 契 約 書(案)

1. 件 名 貨物自動車 11 台売払（近畿農政局、滋賀県拠点、兵庫県拠点）
2. 売買物品名及び数量 仕様書のとおり
3. 売 買 代 金 金 円（うちリサイクル預託金 112,710 円）
（うち消費税率 10%に係る金額は 円（消費税額及び
地方消費税額 円）、非課税金額は 112,710 円）
4. 引 渡 期 間 令和 8 年 8 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までの間
5. 引 渡 場 所 仕様書のとおり
6. 契 約 保 証 金 免 除

上記物品の売買について、売払人契約担当官 近畿農政局長 志知 雄一（以下「甲」という。）
（登録番号 T8000012050001）と、買受人 （以下「乙」という。）は、次の
条項により売買契約を締結する。

契 約 条 項

第 1 条 甲、乙両者は信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第 2 条 乙は本契約書及び仕様書に基づき売払物品（以下「物品」という。）の引き渡しを受ける
ものとする。

第 3 条 乙は、売買代金を歳入徴収官近畿農政局総務管理官の発行する納入告知書により、納入
期限までに支払わなければならない。

第 4 条 甲は、乙が前条の規定により売買代金を支払った後、物品の引き渡しを行うものとする。

2 乙は、別途甲の指定する期限までに物品を引き取るものとし、物品の引き取りにあたっては、
甲が指定する者（以下「監督職員」という。）の確認を受けなければならない。

3 乙又は乙が指定する使用人は、確認に立ち会い、監督職員の指示に従って、物品の確認に必
要な措置を講ずるものとする。

4 乙は監督職員の確認を了した場合は、甲に受領書（別紙 1）を提出しなければならない。

第5条 甲は、乙が天災地変その他乙の責に帰することのできない事由により、期限までに物品を引き取ることができないと認めたときは、甲・乙協議して引き取りの期限を無償で延長することができる。

第6条 甲は、乙が天災その他不可抗力の原因がなく、期限までに物品の引き取りを終了しないときは、遅延日数1日につき未了物品の契約金額に対し民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として徴収するほか、本契約を解除することができる。

第7条 物品の所有権は、第4条第4項の引き渡しが完了したときに移転するものとする。

第8条 乙は、所有権移転後、売買物品に数量の不足又はかくれた瑕疵のあることを発見しても、甲に対して売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

第9条 乙は、引き渡し物品及び数量が売買物品と相違することがあっても、契約の目的に反しない限り、異議を申し立てないものとする。

第10条 甲は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。この場合、乙が損害をこうむることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 乙が正当な理由なく、この契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は契約の義務を履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由なく、解除を申し出て、甲がこれを承諾したとき。
- (3) 乙が破産宣告を受けたとき。
- (4) 前号の場合のほか、この契約条項に違反したとき。

2 甲は、前項各号に掲げる理由により、この契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

第11条 甲は、自己の都合によりこの契約の全部又は、一部を解除することができる。この場合、乙は30日以内に文書をもって損害賠償の請求をすることができる。ただし、乙の同意を得て解除した場合は、この限りではない。

2 甲は、乙が天災地変等やむを得ない理由により、契約の解除を甲に申し出たときは、この契約の全部又は、一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対し違約金を請求しないものとする。

第12条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第14条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて物品管理官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第15条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負人が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

第16条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第17条 甲は、第13条、第14条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第13条、第14条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第18条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第19条 甲、乙両者は、この契約の履行に際して知り得た相手方の業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

第20条 この契約の履行について、甲、乙間に紛争が生じたとき、及びこの契約に規定のない事項については、甲、乙協議して決定する。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
氏名 契約担当官 近畿農政局長
志知 雄一

乙 住所
氏名

(別紙 1)

年 月 日

契約担当官 近畿農政局長

志知 雄一 殿

住 所

氏 名

年 月 日付け契約締結した貨物自動車 1 1 台売払（近畿農政局、滋賀県拠点、兵庫県拠点）契約に基づき、下記のとおり受領しました。

記

1. 受領年月日 年 月 日
2. 受領物品 別紙のとおり

別紙

品目	規格	備考
貨物自動車	ニッサンADバン (京都 400 の 4476)	
貨物自動車	ニッサンADバン (京都 400 の 4473)	
貨物自動車	ニッサンADバン (京都 400 の 7669)	
貨物自動車	トヨタプロボックス (京都 400 と 5289)	
貨物自動車	トヨタプロボックス (京都 400 の 1850)	
貨物自動車	マツダ CX-5 (京都 301 ふ 2378)	
貨物自動車	スズキアルトバン (京都 480 み 2844)	
貨物自動車	ニッサンADバン (京都 400 に 9712)	
貨物自動車	ニッサンADバン (滋賀 400 た 3495)	
貨物自動車	スズキアルトバン (滋賀 480 こ 3281)	
貨物自動車	ニッサンADバン (神戸 400 の 5546)	